

「計画名」
「基本理念」に
デザインをつけ
ます

第2期川西市子ども・若者未来計画【概要版】内容骨格案

基本理念：すべての子どもたちに最良のスタートを
～子ども・若者の幸せをみんなで実現するまちづくり～

1 計画の趣旨

川西市では、令和6年3月に「第6次川西市総合計画」を策定し、めざす都市像「心地よさ 息づくまち 川西 ～ジブンイロ 叶う未来へ～」の実現に向けた5つの柱(分野別目標)を設定しています。その1つ「人が豊かに育つ川西の実現」において、施策「子ども・若者」の中に「妊娠・出産・乳幼児支援」「子育て環境整備」「教育保育」「若者支援」を位置付けています。

また、同時期に「川西市教育大綱」を策定し、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての目標や方針を示しています。

本計画は、「川西市子ども・若者未来計画」の計画期間が終了することに伴い、社会情勢や「こども大綱」の方向性など国の動向を踏まえ、子どもの権利の擁護や、子ども若者支援施策の充実を図るため「第2期川西市子ども・若者未来計画」を策定し、子どもから若者まで、切れ目なく施策を推進していきます。

2 計画の法的根拠 〈下記5法に基づく計画として位置づけます〉

◎ こども基本法（第10条第2項）：市町村こども計画

市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

◎ 子ども・子育て支援法（第61条）：市町村子ども・子育て支援事業計画

市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

◎ 次世代育成支援対策推進法（第8条）：市町村行動計画

市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性ならびに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健全やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

◎ 子ども・若者育成支援推進法（第9条第2項）：市町村子ども・若者計画

市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を作成するよう努めるものとする。

◎ 子どもの貧困対策の推進に関する法律（第9条第2項）：市町村子どもの貧困対策についての計画【新規】

市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

3 計画の位置づけ

「川西市総合計画」を上位計画とし、「川西市地域福祉計画」やその他の関連計画と整合性を保ちながら、施策を総合的・一体的に推進していきます。

4 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また、各年度において、実施状況や実績等について点検・評価を行うとともに、計画期間において、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。(令和9年度中間見直し予定)

5 計画の対象

対象者は妊娠前、妊娠期から出産、乳幼児期、学童期、思春期、青年期以降の概ね39歳までを主な対象とします。

6 こどもの表記について

本計画において、「こども」表記の取扱いを、原則として下記の通りとします。

- (1) 特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。
- (2) 特別な場合とは例えば以下の場合をいう。
 - ア 法令に根拠がある語を用いる場合
 - イ 固有名詞を用いる場合
 - ウ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

7 評価指標について

主に計画全体の評価指標について
掲載します。

基本目標 1 親と子のいのちと健康を守る

妊娠・出産・子育て期を安心して過ごせるよう、こどもと保護者の心身の健康と幸せを第一に考え、母子保健と児童福祉の両部門が連携・協働し、妊娠・出産・乳幼児の子育て期まで一貫した支援を行います。身近で気軽に相談できる体制を整え、寄り添ったサポートを行うことで子育て世帯の負担を軽減し、こどもたちの豊かで健やかな成長を支えます。

(1) 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援

- ① 母子保健サービスの提供

(2) 保護者に寄り添った相談支援

- ① 相談支援の提供

重点事業・イラストを
入れます。

基本目標 2 こどもたちを社会全体で健やかに育む

こどもたちを社会全体で育むため、地域などでこどもたちの体験の場や保護者の交流の機会を充実させます。一人ひとりのこどもを真ん中において、家庭、学校、地域、職域、その他の社会のすべての人が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら、みんなでこどもたちの育ちと子育てを応援します。

(1) 多様な子育て支援施策の提供

- ① 子育てに関する相談・学習機会等の拡充
- ② 子育て支援ネットワークの推進
- ③ 子育て家庭の経済的な負担の軽減

重点事業・イラストを
入れます。

(2) 安心して過ごせる場の確保と遊びや学び、体験活動の充実

- ① こどもや保護者が安心して過ごせる場の確保
- ② こどもの多様な体験や学びの機会の充実

基本目標 3 こどもが主体となる教育保育を提供する

こどもたちの健やかな成長のため、こども一人ひとりの安心感と信頼感が土台となり、主体性や意欲・自信・好奇心・探究心といった一人ひとりの資質・能力を育むことができるよう、すべてのこどもに対して、こどもが主体となる教育保育を実施するとともに、すべての就学前教育保育施設が連携して、質の高い教育保育環境を提供します。

さらに、希望するこどもたちが利用できる環境をつくるため、保育所等の待機児童0の継続と、入所保留児童の減少に向けて取り組むとともに、留守家庭児童育成クラブの待機児童の解消を図ります。

(1) 就学前の教育保育環境の整備

- ① 就学前の教育保育施設の整備・充実
- ② 就学前教育・保育の質の向上に関する取組の推進

重点事業・イラストを
入れます。

(2) 多様な保育サービスの提供

- ① 多様な保育サービスの提供
- ② 放課後児童対策の充実

(3) 子育てと仕事の両立の推進

- ① 性別に関わらず誰もが家庭と仕事を両立できる社会づくり
- ② 子育てと仕事が両立できる働き方の促進
- ③ 多様な働き方の支援

基本目標 4 こども・若者の健やかな成長と自立を支援する

こども・若者一人ひとりが自分らしく充実感を持って社会生活を営むことができるよう、主体的な学びや育ちを習得できる教育環境を充実します。また、互いの個性を尊重し、つながりを大切にした協働的な学びや育ちを実現するために、異なる世代や集団と交流・体験する機会を創出します。

(1) 生きる力の育成と社会関係の構築

- ① 教育環境の充実
- ② 多様な文化や価値観の理解と体験・交流の促進

(2) 充実した社会生活を営むことができるようにするための支援

- ① 就労への支援
- ② 文化・スポーツ活動等の活動の応援

(3) こども・若者が安全に安心して暮らせる環境整備

- ① こども・若者の交通安全を確保するための活動の推進
- ② こども・若者を犯罪や災害等の被害から守るための活動の推進
- ③ こども・若者が安心して生活できる環境づくり

重点事業・イラストを
入れます。

基本目標 5 こども・若者の多様性を尊重し、困難を有するこども・若者とその家族の支援する

障がいのあるこども・若者、外国にルーツをもつこども・若者などがともに育ち学び、多様性を尊重し合える共生社会を推進します。また、こども・若者が希望を持ち社会で過ごせるよう、ひきこもり・不登校の状態にあるこども・若者や、生きづらさを抱えるこども・若者に対し必要な支援を行います。

さらに、ヤングケアラーや貧困の状態にある子育て家庭、ひとり親家庭への支援など、こどもの養育や経済面で困難を有するこども・若者、子育て家庭を支援します。

(1) こども・若者の多様性を尊重し合える社会づくり

- ① セクシュアルマイノリティ、外国にルーツをもつこども・若者への支援
- ② 障がいのあるこどもへの支援
- ③ ひきこもり・不登校などへの支援

(2) 困難を有するこども・若者とその家族の支援

- ① ひとり親家庭への支援
- ② ヤングケアラーへの支援
- ③ 児童虐待防止策の充実
- ④ 経済的に困難を有するこども・若者とその家族の支援

重点事業・イラストを
入れます。

基本目標 6 こども・若者の権利を守り、意見表明・参加できる機会を保障する

子どもの権利条約やこども基本法の理念に則り、こどもや若者の人権を尊重する社会づくりを進めるため、こどもの人権についての啓発や相談、支援体制を充実させます。

また、こども・若者に関する政策について、ともにまちをつくる主体としてこどもや若者などが意見を表明できる機会を保障し、こどもや若者の最善の利益を優先して反映します。

(1) こども・若者が意見表明・参加できる機会の保障

- ① (仮称) こども・若者参加条例の周知
- ② こども・若者の意見表明・参加の機会の充実

(2) 子どもの人権を尊重する社会づくり

- ① こどもの人権学習機会の促進

(3) こどもたちの相談・支援体制の充実

- ① 子どもの人権オンブズパーソン事業

重点事業・イラストを
入れます。

だい き
第2期

やさしい^{ばん}版(内容骨格案)

かわにし し こ わかもの み らいけい かく あん
川西市子ども・若者未来計画 (案)

れい ねん ねん ねん ねん
令和7年度～令和11年度

人物のイラスト等を入れます。